

## 国保高額療養費申請

医療費が高額になり、医療機関窓口での自己負担が限度額（別表）を超えたときは、申請して認められると、高額療養費として医療費の払い戻しを受けられます。

申請には、領収書が必要となります。所得税の確定申告で、領収書を税務署に提出する方は、領収書の控え（コピー）を保管しておいてください。  
空知中部広域連合では、医療費の払

### 別表（自己負担限度額：月額） 70歳未満

所得区分	3回目まで		4回目から*2
	所得*1		
住民税課税世帯	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
	901万円以下 600万円超	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
	600万円以下 210万円超	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分「901万円超」とみなされます。  
※2 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額です。

### 70歳から74歳まで（平成29年8月から）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院（世帯単位）
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円*1】
一般	14,000円*2	57,600円 【44,400円*1】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。  
※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

い戻しの対象者がもれなく申請できるように、診療を受けた月の3カ月後に申請のご案内を郵送しています。

#### ■申請手続きに必要なもの

- ・保険証
- ・医療費の領収書
- ・世帯主名義の振込先口座番号が確認できるもの
- ・印鑑

#### ■申請・問合せ

- ・住民課戸籍保険グループ
  - ・空知中部広域連合
- ☎ 76・2130  
☎ 66・2152

# 庁舎建設通信 (No.15)

## ～平成33年春の完成に向けて～

新しい役場庁舎を皆さんに親しまれる場所にするにはどうすれば良いか、新十津川小学校の児童に考えてもらうワークショップを11月1日に行い、「新しくなる役場でどんなことがしたいか」というテーマで、主に広がる役場前のスペースの使い方について自由にアイデアを出してもらいました。

役場前のスペースは、駐車場、バス停、イベント開催などに使うことを想定していますが、児童からは噴水、アスレチック、ドッグラン、ローラースケート場、屋台、勉強スペース、ゲームセンターなどの楽しいアイデアがたくさん出されました。

これらのアイデアをヒントにして、子どもたちも楽しく過ごすことができる場所にしていきたいと思います。

小学生のほか、中学生、農業高校生、お母さん世代のワークショップを行いましたので、その内容については来月以降お知らせしていきます。



アイデアを描く児童



児童が考えた役場前広場のイメージ

小学校の授業にお邪魔して、児童に新しい役場のことを考えてもらったんだマイ



新庁舎の建設についてのお問い合わせやご意見はこちらまでお寄せください。

■担当：庁舎建設推進事務局 ☎76-2131

E-mail chosha@town.shintotsukawa.lg.jp